

公文書部分開示決定通知書

生環収発第396号
令和2年10月6日

西村 恵子 様

福知山市長 大橋 一夫



令和2年9月23日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり公文書の一部を開示することと決定しましたので、福知山市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

1 公文書の件名	三恵福知山バイオマス発電所 三恵観光株式会社との協議について (報告)
2 開示の日時	令和2年10月7日(水) 午前 9時57分 <u>午後</u>
3 開示の場所	福知山市役所 1階情報公開コーナー
4 開示の方法	写しの交付
5 開示しない部分の概要	社名及び個人名、公にすることにより法人等の活動利益を害するおそれがある情報
6 一部を開示しない理由	福知山市情報公開条例第7条第2号該当 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報のため 福知山市情報公開条例第7条第3号該当 公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報のため
7 担当課等	市民総務部 生活環境課 電話番号 (0773) 22-1827
8 備考	

- 備考 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
(注) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記

様式第1号 (第2条関係)

公文書開示請求書

令和2年9月23日

福知山市長

様

請求者 住所 氏名

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地)

連絡先

(法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先)

電話番号

福知山市情報公開条例第5条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

Table with 2 columns: 請求する公文書の件名又は内容, 開示の方法. Content includes request for information regarding the 'San-ichi Fuchiyama Bay' power plant and a meeting on 11/14/2019.

- (注) 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号等に○を付けてください。
2 請求する公文書の件名又は内容は、できるだけ具体的に記入してください。

※ 以下の欄、は記入しないでください。

Table with 2 columns: 受付年月日, 担当課等, 備考. Includes handwritten date '令和2年9月23日' and department '総務部 生活環境課'.



報 告 書

報告区分 市長・副市長・ <u>部長</u> ・課長・		保存期間 1・ <u>3</u> ・5・10・永年	索引番号
標題 三恵福知山バイオマス発電所 三恵観光株式会社との協議について (報告)			
取扱上の注意			報告済 令和元年 12月4日
報告者	令和元年11月14日 (木)	起案者補職氏名 瑋 岩木 秀 暁 	
	市民総務部 生活環境課 環境・廃棄物対策係	(内線6100番)	
関 覧	部長 	課長 	課長補佐 
			係長 
	市長	副市長	副市長
報 告 事 項			
日 時 令和元年11月14日 (木) 午後1時30分～ 午後3時15分頃	場 所 三恵観光株式会社 福知山事務所	参加者又は面接者 別添のとおり	









